

所得等に関する証明書類について

(1) 所得について

該 当 事 項	証 明 書 類	発 行 機 関
申込者全員	主たる家計支持者（父母またはこれに代わって家計を支えている者）1人の市区町村長発行の所得証明書（前年分） （注）年度当初で前々年の証明しか受けられない場合は前々年の証明でよい。	市区町村役場
以下は家計支持者1人に関して該当する書類（前年分）を提出		
給与所得者	前年分の源泉徴収票（写）	勤務先
給与所得者で前年の途中または今年新たに就職した者	①～③のいずれかを提出 ①給与明細書（写）（最近3ヶ月分） ②月収証明書 ③年収見込証明書	
年金または恩給受給者	①～③のいずれかで前年分の受給額を証明できるものを提出 ①年金振込通知書（写） ②年金額改定通知書（写） ③源泉徴収票（写）	市区町村役場 都道府県保険課 社会保険庁
退職者	退職証明書	勤務先
(A) 事業・配当・不動産・雑所得等のある者 (B) 給与所得+上記(A)	①～③のうち該当するもの ①確定申告書（写） ②青色申告決算書（写） ③市区町村・県民税申告書（写） （注）裏面や第二面の（写）についても提出すること。税務署・市区町村役場の受付印のあるもの。ない場合は申告額証明書を添付すること。	税務署 市区町村役場 （平成19年3月15日申告期限のもの）
転作奨励金の交付を受けている者	とも補償金交付確定通知書（写） 農業経営確立助成補助金確定通知書（写）	農協 市区町村役場
失業者	雇用保険受給者資格者証（写）	職業安定所
生活保護または児童扶養手当を受けている世帯	①・②のうち該当するもの ①保護決定（変更）通知（写） （生活扶助料の受給額の証明を含むもの、または証明できるものを添付すること） ②児童扶養手当受給証（写）等受給額を証明できるもの	社会福祉事務所

(2) 特別控除について

該 当 事 項	証 明 書 類	発 行 機 関
障害者、長期療養者（6ヶ月以上療養中の者、または6ヶ月以上の療養を必要とされる者）のいる世帯	障害者の控除（86万円）を申請する場合は、以下の①～③で該当するものを提出 ①障害者手帳（写） ②戦傷病者手帳（写） ③医師等の証明書 長期療養者の控除（経常的に特別に支出した金額）を申請する場合は、①～④のすべてを提出 ①医師等の証明書（6ヶ月以上療養中、または6ヶ月以上の療養を必要とする内容が記載されていること） ②申立書（所定用紙） ③経常的に特別に支出している金額を証明できるもの（領収書（写）等） ④各種健康保険、生命保険で給付された金額を証明できるもの（預金通帳に振り込まれた該当部分の（写）等） （注）③及び④を提出できない者は①のみを提出してください。選考基準が緩和されません。（長期療養者の控除はできません）	市区町村役場 医師等 （注）
主たる家計支持者が別居している世帯	①・②を提出 ①申立書（所定用紙） ②特別に支出している住居費・光熱水費の支払いを証明できるもの（領収書（写）等、住居費は賃貸借契約書（写）と最新の領収書（写）で可）	
火災・風水害等の被害を受けた世帯	罹災（被災）証明書 （最低限度の衣料・家具の購入費・修理費等または長期（2年以上）にわたって支出増・収入減を予想される年間金額を証明できるものを添付すること）	消防署 市区町村役場 （注）
盗難の被害を受けた世帯	盗難届出証明書	警察署 （注）

（注）療養の支出・災害等の被害により、保険・損害賠償等による補てんを受けた場合は、その補てん額を証明できるものも添付すること。

(3) 家族について

該 当 事 項	証 明 書 類	発 行 機 関
本人及び父母以外で、同居・別居を問わず本人と生計を一にする者全員	各種健康保険証（写）	
本人を除く就学者	学生証・生徒手帳（写）	
特別な家族構成の世帯	申立書（様式自由、所定用紙を使用しても可）	民生委員等